

会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 1-41	墨田区いじめ問題対策協議会		
開催日時	平成31年 1月 31日(木) 9時30分から 10時30分まで			
開催場所	墨田区役所 17階 第1委員会室			
出席者数	30人			
会議の公開 (傍聴)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">公開(傍聴できる)</div> 部分公開(部分傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	傍聴者 数	1人	
議 題	1 区立学校におけるいじめの現状について 2 いじめの防止等の取組について 3 その他			
配布資料	1 組織体制表 資料1 2 墨田区いじめ問題対策協議会規則 資料2 3 墨田区いじめ問題対策協議会委員名簿 資料3 4 区立学校におけるいじめの現状 資料4 5 いじめの防止等の取組状況 (1)平成30年度 区のいじめの防止等の取組について 資料5 (2)平成30年度 教育委員会のいじめの防止等の取組について 墨田区教育委員会いじめ防止プログラム 資料6-1 墨田区 教職員用いじめ対応マニュアル 資料6-2			

<p>会議概要</p>	<p>1 開会</p> <p>庶務課長が、協議会の設置経緯について説明をした後、配付した名簿により委員を紹介した。</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>協議会会長である墨田区長が挨拶をした。</p> <p>3 区立学校におけるいじめの現状について</p> <p>指導室長が「区立学校におけるいじめの現状」を説明した。</p> <p>【質疑内容】</p> <p>(委員)</p> <p>昨年11月に仙台の母子が無理心中をした事件があり、その児童はいじめにあっても不登校にはならず、そのまま学校に通い続けた。そのことが無理心中という結果を招いたのかもしれない。内容の詳細についてわからないこともあるうえ、市教育委員会や学校はかなり努力したのだと思うが、不登校がなかったからそれでよいということではなく、逆に不登校になった方がいじめの案件が把握しやすい場合も考えられるのではないか。その点も踏まえ、区としては今後の対策をどのように考えているか。</p> <p>(事務局)</p> <p>いじめ防止対策推進法では、いじめの解消が図られないことによる不登校は重大事態としてとらえ、第三者委員会等で協議を行うものとしている。いじめが起きた時には登校・不登校の区別なく、解消のための努力をしていく。教育委員会としては、いじめと認知されたものは、解消されるまで、月ごとに個票の提出による状況確認を求めている。長期間解消されない場合は指導主事が学校での対応状況を確認し、指導及び助言を行う。認知されたすべてのいじめの解消を図るようにしている。</p> <p>4 いじめの防止等の取組について</p> <p>庶務課長が平成30年度、31年度(予定)の「区はいじめ防止等の取組」について説明した後、指導室長が平成30年度「教育委員会のいじめの防止等の取組」を説明した。</p> <p>【質疑なし】</p>
-------------	--

5 その他

会長が、いじめの防止等に係る連携について、委員に提案や意見を求め、以下のとおり意見等があった。

(委員)

P T A や育成委員会といった地域の人たちも子どもたちのことを考えており、いじめの問題に関わりを持ちたいと思っている。しかし個人情報の問題等もあり、学校との連携が取りづらく、青少年育成委員会や学校運営連絡協議会でもなかなか取り上げられない状況がある。地域としてもいじめの問題に学校側と連携できるような何かがあればよいと思う。

(会長)

個別事案に対して関わるのはなかなか難しいが、今後の対応を考えていくにあたり何か連携ができるのではないかという話だが、意見等があれば発言をお願いします。

(事務局)

いじめが実際に起きてしまった段階では被害者・加害者ともに個人情報の問題もあり、専門機関を除くと外部の方との連携は難しい。しかし、今回のいじめ防止プログラムの6ページに示した「4つのフェーズに応じた具体的な取組」において、未然防止・早期発見・早期対応のすべての項目で、保護者や地域との連携を含めている。11ページでは、保護者・地域・関係機関等に対して、いじめの基本的な方針の理解を得るよう努めるとしている。そして「学校サポートチーム」で地域と学校関係者が会議を行う際に、未然防止のための取組を共有していくことを考えている。早期発見という視点においても、子どもたちへのアンケートだけではなく、学童クラブや児童館からの情報を取り入れることで、いじめの認知に繋げていくよう働きかけている。十分ではないところもあるかもしれないが、今後も引き続き、学校にはプログラムに沿って地域・保護者・関係機関からの情報をしっかりと受け止めていくよう伝えていく。

(委員)

「学校サポートチーム会議」は、各学校に設置されているのか。

(事務局)

学校サポートチームという名称ではないが、学校運営連絡協議会も一つの形であり、そのほかにもさまざまな会議体としてある。

(委員)

学校サポートチームについて東吾嬭小学校では、学校運営連絡協議会の委員の方に兼ねて入っていただいている。その中で、いじめの防止の取組状況を具体的に説明している。年間3回いじめ防止の授業が行われているが、その中の1回は保護者や地域の方にも意見交換という形で参加してもらえるものである。今年度は保護者も交え、SNSルールについて、相手を傷つけないために何に配慮すべきか等について、外部講師を招く機会を設けている。

(委員)

低学年の子どもの場合、帰宅してから学校の出来事を話す中で親が気付いて学校に相談をするケースが多いと思うが、それをいじめと認識するかどうかという問題もあるのではないかと思う。いじめの認識について、保護者向けの資料も作って配布するといいいのではないか。

(事務局)

簡易的ではあるが、保護者にはいじめに対する考え方や学校での対応・相談窓口を紹介したリーフレットを配布し説明している。さらに保護者が十分に理解出来るよう対応を図っていきたい。

(委員)

個人的な体験談だが、小学校でいじめがあった時に、当事者同士の親が校長・副校長・担任を交えて話をし、校長と副校長はいじめを認めているが、担任はいじめはないというようなことを言われたことがある。すべての教職員が同じ意識を持ってないといけないと思う。

(事務局)

児童・生徒が被害を感じているということに基づいて対応を行うべきだが、なかなか徹底されていない実情がある。各学校の教職員への研修で、すべての教職員がマニュアルを読み、いじめの正しい認知について理解するよう伝えている。今後も引き続き早期発見の認識を持ち、軽微なものは

まだいじめではないという考え方は起こらないように働きかけていきたい。

(委員)

各校がいじめ対応マニュアルをしっかりと読み込むよう研修を繰り返し、どの教員も同じ認識を持つことが大事である。このことは校長会でも周知していく。いじめマニュアル12ページの「いじめの疑い、発見・通報」の中で「子供、保護者から相談・訴えがあった場合には真摯に傾聴する」とある。早い・見える・分かる対応を保護者にしていくように教職員には伝えていく。訴えがあった場合は、いじめはあるものとして動くことが大切だとも伝えている。

(会長)

ほかに何かご意見等があれば発言をお願いします。

(委員)

教職員へ研修をしているが、事故が起きてしまう場合、担任が何度も相談を受けても、そこから学校や教育委員会に報告せずに抱え込んでいることがある。個人での対応には限界があるので、そういったことがないように、いじめの疑いがあるものは挙げてもらい組織として検討し対応することが最も大事である。判断に迷うようなものも挙げてもらうようにする。

(会長)

現在対応していることは引き続き取り組んでもらいたい。いじめの認知件数は平成29年に88件とあったが、認知をすることが出来つつある結果でもあると思う。認知したものは早期対応で悪化させず、いじめられた児童・生徒の心理的ケアにつとめることも重要だと思う。早期対応の取組について説明をお願いしたい。

(事務局)

認知されたいじめの多くは早期に解消されている。さらに、新しいマニュアルでは3か月間程度の経過観察を行ったうえで、被害を受けた児童・生徒が心身的負担を感じていないかを確認している。重大事態、特に長期継続してしまうものは学校における人間関係においてではなく、SNSを利用した学校外で発生しているものが多い。また、いじめ自体は解消され

	<p>たが、被害を受けたことが原因で常に心理的負担を感じ続けている場合もある。専門家であるスクールカウンセラー等も活用した、いじめ解消後の見守り・アプローチが重要だと考えている。</p> <p>(会長)</p> <p>様々な議論があった。ご協力に感謝する。いただいたご意見は、今後の対策に生かしていきたいと思う。</p> <p>6 閉会</p> <p>会長が閉会の宣言をし、墨田区いじめ問題対策協議会を閉会した。</p>
所 管 課	教育委員会事務局庶務課